

保育料の減額について

保育料減額基準表（次頁参照）の各条件に該当する場合、申請により保育料の減額ができます。

減額の申請をするときは、「保育費用徴収金減額申請書」と該当する必要書類をご用意のうえ、保育サービス課入園相談係にご提出ください。書類が不足している場合は、減額することができません。

減額申請書は、保育サービス課入園相談係窓口のほかに、区ホームページからもダウンロードできます。

＜注意点＞

- 条件に該当しても、当初に決定している階層によっては減額にならない場合もあります。
- 減額申請は申請日（受理日）の翌月から適用します。遡及はできません。また、内容によっては9月からの適用となります。
- 減額になる場合、減額事由に応じて保育料階層が下がり、保育料が減額されます。
二つ以上の条件に該当する場合は、最も減額される階層幅が大きい条件一つを適用します。階層がどの程度下がるかは、減額事由や決定されている階層、計算結果等で異なるため、あてはまる事由すべてをご申請ください。

減額事例	該当減額基準表
赤ちゃんが生まれました (入所となる児童でも申請可)	条件番号8に該当します。 ➡令和6年中に生まれた場合… 申請日の翌月から令和7年8月まで適用します。 ➡令和7年中に生まれた場合… 令和7年9月以降に、申請日の翌月から令和8年8月まで適用します。
家族が障害者手帳を持っています	条件番号11に該当します。
会社が倒産して失業しました	条件番号9に該当します。
別居していた祖父母が要介護5の認定を受けたので同世帯になりました	条件番号8又は11に該当します。 ➡この場合は計算後、どちらか有利な条件での減額となります。

児童本人の病気・けがによる保育料の免除

児童本人が病気・けが等の理由で1か月以上休むときは、通園を一時停止することができますので、お早めに保育サービス課入園相談係までご相談ください。一時停止の申請をする場合は、保育所入所停止申請書と医師の診断書や入院計画書等が必要です。この場合、申請日の翌月から2か月間を限度としてその期間（停止期間）の保育料は免除となります。なお、2か月間以降も病気・けが等が続き一時停止をする場合は、再度申請が必要となります。

停止事例	通園中の児童が、6月15日から8月31日まで入院することになりました。
6月15日に停止申請をした場合、7月1日～8月31日の2か月間を限度として、保育料は免除となります（9月1日以降は再度申請が必要）。なお、認められた停止期間中は通園できません。	

0～2歳児クラスの保育料減額基準表

※令和6年8月1日時点の基準表です。今後変更となる場合があります。

申請の際は、「保育費用徴収金減額申請書」と下記の添付書類をご提出ください。

番号	条件	添付書類 ※コピー可
1	生活保護または中国残留邦人等支援給付世帯になったとき	証明書
2	世帯の収入額が生活保護法の基準に満たないとき	収入額など世帯の生活状況が分かる資料
3	地方税法第295条又は第323条の規定により、今年度分の住民税を免除されたとき	住民税の減免可否決定通知書
4	地方税法第15条又は課税団体の条例の規定により、今年度分の住民税の徴収を猶予され、又は納期が延期されたとき	住民税の徴収猶予の決定通知書
5	今年度分の住民税が均等割以下に課税されたとき、又は減額されたとき	住民税の減免通知・住民税課税証明書等
6	災害又は盗難等による損失が生じたとき (認定及び範囲は所得税法の例による)	損失金額がわかる資料・保険金等で補填される金額のわかる資料
7	高額医療費がかかったとき (認定及び範囲は所得税法の例による)	支払った医療費の領収書・保険金等で補填される金額がわかる資料(自費で支払った医療費は内容が分かる資料)
8	その年(1月から8月分の保育料の減額申請に関してはその年の前年)に稼働能力のない世帯員が増加したとき(入所となる児童でも申請可) ・令和6年中に子どもが生まれたとき (令和7年8月分までの保育料を減額する) ・令和7年中に子どもが生まれたとき (令和7年9月～令和8年8月分までの保育料を減額する)	なし ※出産の場合は、出産後にご提出ください。出産前の場合は受付ができません。
9	世帯の稼働者が失業したとき(3か月限度、再申請不可)	離職日がわかる資料・退職所得にかかる住民税額がわかる資料
10	世帯の前3か月の平均収入月額が前年(1月から8月分の保育料の減額申請に関してはその年の前々年)の平均収入月額より1割以上低額になったとき(3か月限度、再申請可能)(賞与を除く)(育児休業の取得による収入の減少を除く)	直近3か月分の給与明細(保護者分)・前年分の賞与の明細(1月から8月までは前々年の賞与の明細)(保護者分) ※自営業の方は添付書類が異なりますので、お問い合わせください。
11	同一世帯に次のいずれかに該当する方がいるとき 1 障がい者 ① 身体障がい者(児) 1級～3級 (身体障害者福祉法第15条に定める手帳所持者) ② 知的障がい者(児) 1度～4度 (東京都愛の手帳交付要綱に定める手帳所持者) ③ 精神障がい者(児) 1級～3級 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める手帳所持者) 2 特殊疾病患者 (特定医療費(指定難病)受給者証又は、医療券所持者) 3 要介護3以上の者	該当する手帳・介護保険証・特定医療費(指定難病)受給者証又は医療券
12	以上の条件によりがたいもので、天災のり災者等特に必要と認められるとき	り災証明等

※4～8月は、条件番号3・5の「今年度分」を「前年度分」と読み替えるものとします。

※特殊疾病患者とは、東京都板橋区心身障害者福祉手当条例施行規則第2条に掲げる疾病をいう。